

第6回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成30年1月24日(水) 午前9時30分から10時26分

2. 開催場所 研修センター2階大会議室

3. 出席委員

会長 5番 石堂 かよ子

会長職務代理者 9番 西田 三郎

農業委員 1番 古市 道則 2番 中里 安男

4番 牛野 進一郎 6番 小山 重和

7番 河野 律雄 8番 寺田 誠

11番 高田 照美

農地利用最適化推進委員(順不同)

イ. 小山 幸良 口. 柳田 和則

ハ. 中峯 哲義 二. 高田 正一

ホ. 小脇 浩一 へ. 雨田 俊孝

4. 欠席委員

農業委員(順不同)

3番 池亀 昭次 10番 西田 暁

農地利用最適化推進委員(順不同)

ト. 片板 大作 チ. 中島 一三

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案協議

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成25年度第27号農用地利用集積計画書の一部変更の承認について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成29年度第6号農用地利用集積計画書(案)に対する意見決定について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 古市 義朗

農地振興係長 河野 彰子

農地振興係主任 日高 隆一郎

7. 会議の概要

- 事務局 開会の前に、本日欠席の届が会長に出ておりますので報告いたします。
(農業委員のうち)池亀 昭次・西田 暁 委員、(農地利用最適化推進委員のうち)片板 大作・中畠 一三 推進委員が欠席であります。
- 事務局 それでは、本日の総会は南種子町農業委員会会議規則第6条により成立していることを報告いたします。
- 議長 ただいまから、第6回農業委員会定例総会を開会いたします。
- 議長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。
(「はい。」の声あり。)
- 議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号 1番、古市 道則 委員。2番、中里 安男 委員を指名します。
- 議長 日程第2、(議案協議)議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成25年度第27号農用地利用集積計画書の一部変更の承認について、外2件 を議題にします。
- 議長 それでは、事務局より議案第1号の説明をお願いいたします。河野係長。
- 事務局 議案第1号は農用地利用集積計画の一部変更(賃借権3件)について承認を求めるものでございます。
資料3ページをお開きください。
平成25年11月29日 公告日、平成25年12月1日から、平成31年11月30日までの6年間設定期間で、平成29年11月30日 合意解約、畑 ●●
㎡。
平成26年9月30日 公告日、平成26年10月1日から、平成46年9月30日までの20年間設定期間で、平成29年11月30日 合意解約、畑 ●●
㎡。
平成25年12月27日 公告日、平成26年1月1日から、平成30年12月31日までの5年間設定期間で、平成29年11月30日 合意解約、畑 ●●
㎡、の案件であります。
資料4ページをお開きください。変更計画内訳書についてです。
整理番号1番。利用権設定をする者は、南種子町○○××番地 A で、
利用権設定を受ける者は、南種子町○○××番地 B です。
土地の所在は、○○字△△××番 外2筆、登記・現況は 畑で、3筆合計で ●●㎡、平成29年11月30日付けで、自己都合による合意解約の申し出によるものです。
整理番号2番。利用権設定をする者は、南種子町○○××番地 C で、
利用権設定を受ける者は、南種子町○○××番地 D です。

土地の所在は、〇〇字△△××番 外1筆、登記・現況は 畑で、2筆合計で ●●㎡、平成29年11月30日付けで、自己都合による合意解約の申し出によるものです。

整理番号3番。利用権設定をする者は、南種子町〇〇××番地 E で、利用権設定を受ける者は、南種子町〇〇××番地 F です。

土地の所在は、〇〇字△△××番、登記・現況は 畑で、●●㎡、平成29年11月30日付けで合意解約、農地中間管理事業への載せ替えのため、合意解約の申し出によるものでございます。

利用権設定をする者は3人、利用権設定を受ける者は3人、全体で 畑6筆、面積 ●●㎡ となります。

個別の資料については5ページから添付してありますので、お目通しをお願いします。

以上、1号議案について承認を求めるものであります。よろしくお願ひします。

- 議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
- 議 長 質疑ありませんか。
(「異議なし。」の声あり)
- 議 長 異議がないようですので、議案第1号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第1号については原案のとおり決定いたしました。
- 議 長 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成29年度第6号農用地利用集積計画書(案)に対する意見決定について、を議題にします。
- 事務局 それでは、事務局より議案第2号の説明をお願いいたします。河野係長。
議案第2号は農用地利用集積計画の承認について、平成30年1月31日を公告日とする農用地利用集積計画(賃借権8件・使用貸借権2件・農地中間管理権11件)を定めたいので、承認を求めます。
- 資料は11ページをお開きください。
- 公告日は平成30年1月31日で、上段が期間の始期を平成30年2月1日から、終期が平成35年1月31日までの5年間存続が5件で、田 ●●㎡、畑が ●●㎡ です。
- 中段が期間の始期を平成30年2月2日から、終期が平成35年2月1日までの5年間存続が1件で、畑が ●●㎡ です。
- 下段が期間の始期を平成30年2月1日から、終期が平成40年1月31日までの10年間存続が2件で、畑が ●●㎡ です。
- 12ページをお開きください。計画内訳書の説明をいたします。

まず、使用貸借権 2 件について説明いたします。

整理番号 1 番・2 番が使用貸借権になります。

利用権設定をする者が、南種子町〇〇××番地 G。利用権設定を受ける者は、南種子町〇〇××番地 H です。

申請人は親子関係になります。

土地の所在は、〇〇字△△××番 外 13 筆、合計面積 ●●㎡ で、5 年間設定です。

整理番号 2 番については、お目通しをお願いいたします。

続いて整理番号 3 番から 10 番が賃借権になります。

利用権設定をする者が、南種子町〇〇××番地 I、利用権設定を受ける者は、南種子町〇〇××番地 J です。

土地の所在は、〇〇字△△××番、畑、面積は ●●㎡ で 5 年間の設定です。

整理番号 4 番以降につきましては、お目通しをお願いいたします。

なお、整理番号 8 番は、設定期間が平成 30 年 2 月 2 日からということになります。存続期間が 5 年間設定の再設定です。

整理番号 9 番・10 番が、10 年間設定です。

個別の資料については 15 ページから添付してありますので、お目通しをお願いいたします。

利用権設定を受ける者は、経営規模拡大を図り、耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

事務局

続いて、資料 41 ページをお開きください。農地中間管理権の総括表でございませう。

公告日は平成 30 年 1 月 31 日で、上段が期間の始期を平成 30 年 3 月 1 日から、終期が平成 35 年 2 月 28 日までの 5 年間存続が 3 件で、田 ●●㎡、畑が ●●㎡ の申請であります。

下段が期間の始期を平成 30 年 3 月 1 日から、終期が平成 40 年 2 月 29 日までの 10 年間存続が 8 件で、田 ●●㎡、畑 ●●㎡ の申請であります。

42 ページをお開きください。計画内訳書の説明をいたします。

利用権設定を受ける者が、公益財団法人 鹿児島県地域振興公社 で、利用権設定をする者は、南種子町〇〇××番地 K 外 10 名 の方です。

内容については、お目通しをお願いします。

なお、備考欄に設定期間と借り手を予定している方のお名前を記載しております。

個別の資料については 58 ページから添付してありますので、お目通しをお願いいたします。

相続未登記農地など共有地を持ち分の過半の同意を得て申請している

ものについては、相関図を添付しておりますので、ご確認ください。

以上 11 件の利用権設定を受ける者は、経営規模拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、もって農業の生産性の向上に資すると認められ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上、2号議案について承認を求めるものであります。

よろしく願いいたします。説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑ありませんか。

(「はい。」の声あり)

議長 はい、河野委員。

7 番委員

異議はないんですけど、今説明を受けたこの内容のなかで気付いたことがありますので、後学のために教えて欲しいんですけど、41 ページの農地中間管理機構への設定という文言と次のページに利用権設定を受ける者の名称が「地域振興公社」というこれは一対のものだということは分かっているんですけど、これの区分けというか、これはどういう意味なんですかね。中間管理機構と地域振興公社というのは一緒ですよ。

議長 はい、河野係長。

事務局

ご指摘のとおり、42 ページのほうの利用権設定を受ける者ということで、こちらについては、農地中間管理機構という形で記載をすればよろしいと思うんですが、資料の中の 58 ページのほうをお開きいただいて、利用権の設定の中においては、公益財団法人 鹿児島県地域振興公社 と、それから設定をする者が、契約を結んでいるところでございます。ここについては、このような形で書かれているということで、利用権設定を受ける者については、鹿児島県地域振興公社ということで、記載をさせていただいているところでございます。

7 番委員

はい、分かりました。

(事務局より「懇談」を提案)

議長 はい、ここから懇談に入ります。

議長 懇談を解きます。質疑はございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長

異議がないようですので、議案第 2 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第 2 号については原案のとおり決定いたしました。

議長

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請（委員会許可）につい

事務局

て、貸す人・L、借る人・M、外2件を議題にします。

それでは、事務局より議案第3号の説明をお願いいたします。日高主任。
73ページをお開きください。

議案第3号は、農地法第3条の規定による許可申請について、審査を求めるもので、使用貸借権が2件、所有権の移転が1件です。

整理番号1番から、資料を読み上げます。

整理番号1番。貸人が、南種子町〇〇××番地 L。借人が、南種子町〇〇××番地 M です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

ほかに、同字に3筆、字△△に5筆、字△△に2筆、字△△に1筆、字△△に1筆の合計で13筆、地積合計は●●㎡です。

使用貸借権で、期間は50年間です。

この件につきましては、74ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は77ページから添付しています。

整理番号2番。貸人が、南種子町〇〇××番地 N。借人が、南種子町〇〇××番地 M です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

ほかに、字△△に1筆、字△△に1筆の合計で3筆、地積合計は●●㎡です。

使用貸借権で、期間は50年間です。

この件につきましては、75ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は98ページから添付しています。

整理番号3番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 O。譲受人が、南種子町〇〇××番地 P です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、76ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は112ページから添付しています。

以上、3件につきましては、1月12日の現地調査により耕作等について確認しております。

以上で説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号1番・2番、小山委員。

6番委員

詳しい説明は今事務局からの報告のとおりです。私からは簡単に補足説明をさせていただきます。

譲渡人である、整理番号1番・Lさん、2番・Nさんは、親子関係です。この親子は10年前から和牛の生産牛農家として、現在は生産牛120頭、子牛を年間100頭以上生産し、出荷している篤農家であり、今回の農地法第3条による許可申請ですね、今までは親子関係で共同経営者であったところ、昨年8月にですね、譲受人である、Mを設立し、経営を移譲したための今回の議案です。

代表取締役はご存知のとおり、Lさん、取締役はNさんとなっています。

今回の申請地はLさんの13筆、●●㎡、Nさんの3筆、●●㎡の土地は合計●●㎡については、先ほど報告のあったとおり、1月12日、事務局ほか会長、局長始め、担当委員で現地調査を行い、牧草地等として利用していることを確認しているところです。申請地については、周辺農地に支障は生じないと考えられますので、委員の皆さまのご検討方よろしくをお願いいたします。以上です。

議長 この件につきまして、現地調査の当日、小山委員が欠席でございましたので、推進委員の小山 幸良 委員から何かございませんか。現地調査に携わっていますので、お願いします。

イ推進委員 はい、少し小さい畑があって、荒れているところもあるんですが、牧草地として今から改良するということでしたので、そのようにご理解をお願いします。

議長 続いて整理番号3番、河野委員。

7番委員 はい、私のほうも、事務局から詳しく内容等の説明がありましたので、簡潔に説明いたします。

同様に1月12日に、現地確認ということで、事務局と農地部長、それと月担当の農業委員が、確認をしております。内容はですね、（譲渡人・譲受人）双方に会いました。それで買う方のPさんは、従来どおり規模拡大という話と、売る方のOさんは、相当な高齢者ということがあり、色々耕地の整理をしたいということで、双方の条件が一致したというふうなことから、3条申請ということになったようですので、全く問題はありませんと私は判断をしております。

それでですね、余談になるかも知れませんが、この区画は丁度山に囲まれているところで、筆数が5筆あるんですよ。地権者が3人いるんですけど、今回の3条でこのエリアがすべてPさんのものになりました。合計すると1町3反ぐらいの面積になりまして、そのエリア自体とPさんが距離的にも近いし、同じ区域に集合したものですから、すごく便利になったということで、農地利用最適化事業の最たるものじゃないかというふうに、私は思っております。何ら問題はないと思われまますので、よろしく申し上げます。以上です。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑ありませんか。
(「はい。」の声あり)

議長 9番委員 はい、西田委員。
基本的なことを分かりませんので教えて欲しいんですが、整理番号の1番と2番、LさんがMに期間50年で土地を貸し出すのですが、これは金銭が伴うんですか、貸借料はないんですね。期間50年ということは当然、Lさんは、もう生きてらっしゃらないということになるんですが、50年の期間を設定した理由は何ですか。

議長 事務局から使用貸借権、賃貸借権についての説明と、(貸借期間を)50年間にした理由を説明していただけますか。

事務局 はい。まず、資料の77ページ以降に申請書の写しを添付しております。
先ほどの意見ですが、今回の整理番号1番・2番に関しては先ほど説明をしましたが、賃貸借でなく、使用貸借の設定です。77ページの申請書にも「使用貸借による権利の設定」ということで、次ページに別紙を付けておまして、「対価、賃料等の額(円)」は「ゼロ」というふうに記載されております。よって、整理番号1番・2番の使用貸借に関しては、対価・賃借料の発生はありません。
で、この「50年間」については、あくまで当人同士の設定期間ですので、これに関して事務局の方が何か知っているということはありません。以上です。

議長 9番委員 西田委員、よろしいでしょうか。

議長 6番委員 はい、Mの社長は、Lさんですか。
社長は本人、Lさんです。今回法人化するに当たり、使用貸借権を設定したということです。

議長 議長 ここから、懇談に入ります。

議長 議長 懇談を解きます。

議長 議長 異議ありませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議長 議長 異議がないようですので、議案第3号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第3号については原案のとおり決定いたしました。

議長 議長 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、譲渡人・Q、譲受人・R、を議題にします。
それでは、事務局より議案第4号の説明をお願いいたします。日高主任。

事務局 資料125ページをお開きください。

議案第4号は、農地法第5条の規定による許可申請について審査を求め
るもので、転用申請が1件です。資料を読み上げます。

整理番号1番。譲受人が、千葉県木更津市〇〇××番××号 R。譲渡
人が、鹿児島県日置市〇〇××番地 Q。

土地の所在は、〇〇字△△××番。

登記・現況地目は、田。地積は●●m²です。

転用計画としまして、地目を雑種地に変更。

工事計画は、許可後から1～2ヶ月。

資金は、土地取得費 〇〇円・造成費 〇〇円の合計 〇〇円で、全て
自己資金となっています。

転用目的としましては、木材仮置き場等です。

転用事由の詳細としまして、「住宅の敷地及び駐車場並びに買い出し木
材の仮置き場として使用」とのことです。

周囲の状況につきましては、北側・東側・南側に宅地、西側に農道とな
っています。

隣接地等に対する被害防除施設の概要としまして

- (1) 造成計画が、盛土を最高0.2m行う。
- (2) それに伴う被害防除策として、緩衝地を設ける。
- (3) 周辺農地に対しての支障対策として緑地、緩衝地を幅1.0m程度設
ける。
- (4) 用排水計画として、雨水は自然流下となっております。

なお、申請地は農用地区域外及び都市計画区域内で、農地区分は「第
2種農地」の「その他の農地」に該当し、所有権移転によるものです。

参考資料は126ページから添付しています。

なお、この件につきましては、1月12日の現地調査において申請内容
等について確認をしております。

以上で説明を終わります。

議 長
5番委員

ただいまの説明に関連して私のほうより補足説明をいたします。

Qさんは、もう随分前から鹿児島のほうに家を建てていまして、〇〇
のほうにはたまにしか帰ってきていませんでした。

現在もう高齢になりまして、鹿児島のほうに移り住んだという感じで、
〇〇のほうにはほとんど来ていません。

それでこの田んぼはQさんの宅地と、並んでいます。隣に在って、
土地を買った相手のRさんは、〇〇といいまして、木材を利用して工芸品
を作っている方でございます。その方が一時的な木材等の置き場として、
埋め立てたところに置き場として利用する。あとたまに、〇〇に来た時
にはその家を宿泊施設として利用する感じで使用したいということで、この
話はQさんの三女が鹿児島に住んでいまして、もう〇〇には帰る気もない

し、要らないというところで〇〇さんに売ったということでございます。以上です。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑ございませんか。
(「はい。」の声あり)

議長 はい、高田委員。

12番委員 今、Qさんの田んぼについての説明を受けましたけれども、現地確認の折りに、田んぼの現地の状況等から考えた時に、申請書の中に盛土を20cm程度行うということで、申請が出ておりました。現地で見たところでの埋め土の客土が20cmで足りるのかなと、取り付け道路を道なりにするとすれば、50cm程度のものが必要ではないかという話をして、相手方等にも確認を取るよというお願いをしていたんですけど、そこら辺については、どうなっているのでしょうか。

議長 はい、事務局。

事務局 はい、現地調査に行ったときに、行かれた方はお分かりかと思うんですけど、私の方で説明をいたしますが、(資料を示しながら)〇〇の県道から脇道に入り、スペースシャトルの形をしている〇〇公民館の近くにありません。町道沿いの用水路を避けて、取り付け道路を設置することです。申請書では造成計画として、20cmの高さで盛土を行い、緑地・緩衝地を設けるという内容になっております。

盛土を50cmとすると、町道に付随した用水路に関して、水利権等が発生しますので、埋め立て等の状況により、支障がある際は、施工主と道路管理者である建設課と協議していただくこととなります。

12番委員 分かりました。ありがとうございます。

議長 局長、詳しい説明をありがとうございました。

議長 ほかに質疑ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第4号については原案のとおり決定いたしました。

議長 以上で、本日の総会の議案事項は全てを終了いたします。